姶良市農業委員会総会議事録(12月)

- 1. 開催日時 平成26年12月15日(月) 午後1時30分から午後3時10分
- 2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室 出席委員(27人)

委員

1番	米松 正一	15番	川島・兼次
2番	内甑 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

なし

3. 議事日程

- 1. 議事録署名委員の指名(19番 夏田委員、20番 池端委員)
- 2. 会議書記の指名
- 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定について
- 5, 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 8. 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)について
- 9. 議案第 7号 農地の利用目的変更願について
- 10. 議案第 8 号 非農地証明願について
- 11. 議案第 9 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について
- 12. 議案第 10 号 農地あっせん申出(借受 希望)について
- 13. 農地あっせんの経過報告
- 14. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
- 15. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 振興係長 振興係主任主査 局長補佐兼農地係長 農地係参事補 農地係主査 加治木農政畜産係長 始良農林耕地係長 (大会議室に全員着席)

事務局

姿勢を正してください。

一同礼。

[1、総会の通告]

議長

只今から、平成26年度第9回姶良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27名中27名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

一 会務報告 一

議長

それでは、事務局より会務報告をお願いします。

事務局

事務局より会務報告

議長

議事日程に入ります。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、姶良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員 「異議なし」

議長

それでは、19番委員、20番委員にお願いいたします。

つぎに、日程第2会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法 第24条の規定の『議事参与の制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします

関係議案終了後に入室・着席していただきます。

なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。

- 議案第1号 -

議長

それでは、日程第3 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを 説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利 用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することに より利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は12月31日を予定して おります。

また、契約の始期は、1月1日を予定しております。契約年数は、2年が1件、3年が1件、5年が14件、10年が2件、合計の18件です。面積につきましては、田の37,470㎡、畑の737㎡合計の38,207㎡です。内容については、総会資料2ページから5ページにありますのでご覧になって下さい。

なお、総会資料4ページ18番が米迫委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いします。

以上、第1号議案の説明といたします。

議長

それでは、1番から17番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。

委員「質問、意見なし」

議長

それではお諮りいたします。

議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から 17番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 〔全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、議案第1号1番から17番については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号18番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

10番委員の退席をお願いします。

議長

それでは、議案第1号 18番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。

委員[質問、意見なし]

議長

それでは、お諮りいたします。議案第1号18番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員 〔全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、議案第1号18番は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 -

議長

次に、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決 定についてを議題に供します。

1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定についてご説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権移転です。 農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権移 転の効力が発生いたします。

公告の予定日は12月31日を予定致しております。また、契約の始期1月1日を予定しております。

今回の移転は、青年就農給付金に伴う利用権移転で、総会資料は、6ページになります。

1番につきましては、渡人が○○さんで、受人は、妻である○○さんへ利用権を移転するものです。

以上、議案第2号の説明を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 「質疑・意見なし」

議長

それではお諮りいたします。

議案第2号農用地利用集積計画(利用権移転)についての1番について、 原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手をお願いします。

委 員 「全員挙手」

議長

全員賛成ですので、議案第2号農用地利用集積計画(利用権移転)の意見 決定についての、1番は原案のとおり決定いたしました。

- 議案第3号 -

議長

次に、日程第5議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決 定についてを議題に供します。

まず、1番から3番については、譲受人が同じ人ですので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、7ページとなります。今月申請は、4件です。

各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページから調査 書がありますので審議の参考にして下さい。

1番、2番、3番については、譲受人が同一ですので、合わせて説明致します。

1番 譲受人が鹿児島市在住の○○さん。譲渡人が大阪府堺市在住の○○さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字鳥居ヶ宇都○○番○の田で、面積が 782 ㎡です。

2番については、譲渡人が東京都西東京市在住の○○さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字鳥居ヶ宇都○○番○の田で、面積が1,616 ㎡です。

3番については、譲渡人が霧島市在住の○○さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字酒田○○番○の田で面積が 1,098 ㎡です

譲受人は、現在鹿児島市上福元町にお住まいで、自宅から300m程離れた場所に、菜園及び花ショウブを耕作しており、機械についも自宅及び農地に保管してありました。また、寺師に自己所有の山林があり、1週間に2~3 日は、管理のため姶良市へ来られている状態で、山林の一部にユンボや運搬車を置いており、その場所にトラクターを保管する予定で耕作を行うための拠点にする予定であります。鹿児島市での耕作状況・機械の現地調査・寺師の自己所有の山林の現地調査を、12月2日事務局2名及び3番委員で行っております。以上で説明を終わります。。

議長

ただいまの説明に関連して3番委員から調査の結果並びに補足説明をお 願いします。

委員

3番です、調査報告します。12月2日に譲受人の自宅を事務局員2名と訪問して調査しました。往復2時間をかけて耕作に来るのか考えましたが、本人に聞くと時間もあるし裏道を来るとそこまでかからないとのことです。自宅の上福元町にトラクターを置いておりますが、そのトラクターを寺師の山林の方にレンタカーで運んで来るとのことでした。機械も揃っており、また、花菖蒲を植えるとのことで管理もあまり必要でなく耕作は可能であると思いました。

当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

議長

次に、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

4 番が譲受人、加治木町反土在住の○○さん、譲渡人加治木町反土在住の○○さんの贈与による所有権移転です。

申請地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番の田で、面積が 307 m²で

す。以上で2番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の4番に関して12番委員から調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委員

12番です。報告します。12月2日、譲渡人宅を訪問し、聞き取りを行いました。農機具等も揃っており何ら問題はありません。本申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第3号1番から4番について一括して質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。

委員

「意見・質問なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 「全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分 決定についての1番から4番は、原案のとおり許可することに決定いたしま した。

議案第4号 -

議長

次に、日程第6議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明します。

申請人が蒲生町上久徳在住の○○さんでございます。土地の所在が蒲生町西浦字坂下○○番○、地目田、面積 1,139 ㎡、同字○○番、地目田、面積 1163 ㎡、同字○○番○、地目田、面積 889 ㎡、同字○○番、地目田、面積 199 ㎡です。合計 4 筆の 3390 ㎡です。

農地区分が農用地区域外、都市計画区域外です。土地改良事業はありません。農地の広がりは10ha未満です。よって2種農地と判断されます。転用目的が山林でクヌギを植林です。申請理由が申請地は山間の棚田で耕作不便

なため、また、猪の農作物被害があるためクヌギを植えて山林としたいため。自己資金で対応をする。土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。

議長

ただいまの説明の 1番に関連して 16番委員から調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

16番です。農地区分は第2種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、小川内いきいき交流センターから北に約50mの位置です。被害防除については、現況は東が田、道路、西が道路・宅地、南は田、北は田です。申請実現の確実性は、耕作者もいないため山林として管理するので確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番について説明します。申請人が姶良市船津在住の〇〇さんです。土地の所在が、船津字袴田〇〇番〇、地目が田、面積が 250 ㎡のうち 107 ㎡と同字〇〇番〇、地目が田、面積が 225 ㎡のうち 55 ㎡で合計の 162 ㎡です。農地区分が農用地区域外、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がりは 10ha 以上です。よって第1種農地と判断されます。転用目的が通路、乾燥場です。申請理由が、隣地の自宅への入り口が狭いので、拡張する計画です。また、収穫物の乾燥場を設ける目的であります。資金計画は自己資金で対応、水利組合の意見書が添付されております。被害防除計画書が添付されております。隣接地〇〇番、宅地 424 ㎡と一体利用です。以上です。

議長

ただいまの説明の2番に関連して25番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

25 番です。農地区分は第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、船津公民館から南東に約300mの位置です。被害防除については、現況は東が里道、西が田、南は田、北は宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番について説明します。申請人が大阪府高石市在住の○○さん他2名です。土地の所在が、松原町1丁目○○番○、地目が畑、面積が5.7㎡です。

農地区分が農業振興地域外、都市計画区域の第1種低層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりは10ha未満です。よって第3種農地と判断されます。転用目的が一般住宅です。申請理由が、平成8年11月に住宅を建築して以降、宅地として利用している。資金計画は転用済みのため不要、土地改良区等は区域外のため不要です。始末書及び被害防除計画書が添付されております。申請人の両親が平成8年11月隣接地に家を建築した際、塀ブロックを積んだ位置が申請地の一部にかかっていたため。以上です。

議長

ただいまの説明の3番に関連して2番委員から調査の結果並びに補足説明 をお願いします。

委員

2番です。農地区分は第3種農地のため問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南東に約150mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が畑、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、転用済みのため始末書添付、すでにブロック積みも施工されており確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番について説明します。申請人が姶良市船津在住の○○さんです。土地の所在が、船津字樋ノ□○○番○、地目が畑、面積が365㎡と同字○○番○、地目が畑、面積が260㎡で合計3筆の852㎡です。農地区分が農用地区域外、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がりは10ha未満です。よって第2種農地と判断されます。転用目的が太陽光発電所です。申請理由が、自宅に隣接する申請地に太陽光発電用パネルを設置する計画です。資金計画は融資資金で対応、畑のため土地改良区等の意見書は不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明の4番に関連して25番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

25番です。農地区分は第2種農地のその他の農地に当するため問題はありません。申請地の位置は、船津公園から南西に約400mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が水路、南は道路、北は畑・宅地です。申請実現の確実性は、融資証明、発電設備認定通知書及び工事負担金請求書もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

これより、議案第4号1番から4番について一括して質疑に入ります。

何かご質問はありませんか。7番委員どうぞ

委員

議案3番の件ですが、面積が5.70 m²となっておりますが、間違いはないのか。

議長

事務局どうぞ

事務局

お答えします。畑の 5.70 ㎡ですが、これは地籍が 10 ㎡未満のため、小数点第 2 位までの登記簿の表示となっております。

議長

よろしいですか。 それでは、他にありませんか。

委員

「意見・質問なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から4番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、19日開催の県農業会議に諮問をいたします。

議案第5号

議長

次に、日程第7議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決 定についてを議題に供します。

先ず1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明申し上げます。譲受人が姶良市西餅田在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が姶良市西餅田在住の〇〇さん、土地の所在が、西餅田字楠元〇〇番〇、地目畑、面積は231㎡。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外です、都市計画区域の第1種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満です。農地の区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟で86.12㎡でございます。申請理由が、現在借家住まいで手狭のため、今回申請地に自己の住居を建築するため。資金計画は融資資金で対応ということでございます。土地改良区等の意見書は区域外畑のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上

です。

議長

ただいまの説明に関連して、1番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

1番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、桜島サービスエリアから南に約300mの位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が道路、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、資力は融資資金であります。面積は適当です、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

2番についてご説明申し上げます。譲受人が加治木町木田の〇〇さんでございまして、譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、地目田、面積が1073㎡です。権利内容が所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の工業地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満です。農地の区分は3種農地と判断されます。転用目的が資材置場でございます。申請理由が、譲受人が経営する会社の足板等の建設資材置場に利用するためです。資金計画については、自己資金です。土地改良区の意見書はあります。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、26 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

26 番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、加音ホールから南東に約250mのところの位置でございます。被害防除としまして現況は、東が田、西が田、南が田と水路、北は水路です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に3番について事務局の説明を求めます。

事務局

3番の説明をします。借人が姶良市平松町在住の○○さんでございます。 貸人が姶良市平松在住の○○さんでございます。土地の所在が、松原町1丁目○○番○の畑391㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の用途が第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満であるので農地区分は第3種農 地と判断します。転用内容が一般住宅で、1 棟の 109.84 ㎡です。申請理由が借り人である娘婿が申請地に住宅を建築するものである。資金計画は自己資金と融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外で不要であります。被害防除計画書の添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、2 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

2番です。農地区分は第3種農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南西へ約50mの位置です。土留め工法として塀ブロックの0.4mです。被害防除については、現況は東が田、西が宅地・畑、南は畑、北は市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

4番の説明をします。譲受人が姶良市加治木町錦江町在住の○○さんでございます。譲渡人が姶良市平松在住の○○さんでございます。土地の所在が、平松字後追○○番○の畑、面積は312㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は申請地は農業振興地域外で、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満でございます。第3種農地と判断します。転用内容が資材置場です。申請理由として事業運営に必要な看板・杭・建材等の仮置き場が不足しているためで自営業となっておりますが不動産業を営んでおります。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は畑のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、1番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

1番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、重富公民館から北東に約200mの位置でございます。被害防除現況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北は宅地、市道です。申請実現の確実性でございますが、資力は自己資金、面積は適当、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、5番について事務局の説明を求めます。

事務局

5番の説明をします。譲受人が姶良市宮島町の有限会社○○代表取締役

の○○さんでございます。譲渡人が姶良市西餅田在住の○○さんでございます。土地の所在が、西餅田字上長迫○○番の田、面積は 548 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の準住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが 10ha 未満でございます。第3種農地と判断します。転用内容が資材置場です。申請理由として申請地の隣接地等の工事に伴う資材置場がなく、申請地を購入し造成工事の円滑化を図るため。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、2番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委 員

2番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、姶良小学校から南東に約300mの位置でございます。土留め工法としまして、土羽芝張り0.7mです。被害防除現況は、東が宅地分譲中、西が田、南が市道、宅地、北は休耕田です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、6番について事務局の説明を求めます。

事務局

6番の説明をします。譲受人が姶良市加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。譲渡人が姶良市加治木町反土在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑、面積は1041 ㎡と次に、譲渡人が姶良市加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑、面積は461 ㎡、同字〇〇番の畑、1178 ㎡次に、譲渡人が姶良市加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑、面積は728 ㎡、の合計4筆で3408 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満でございます。第2種農地と判断します。転用内容が車輌置場で普通車が50台、廃車が100台です。申請理由として、既存の車置場が手狭になったため、近傍土地の申請地に車輌置場を建築する計画である。融資資金で対応です。土地改良区等はありません。被害防除計画書が添付されております。隣接地の日木山〇〇番原野、572 ㎡と一体利用です。全体面積が3980 ㎡となります。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、26 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。

委員

26番でございます。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため

問題なし。申請地の位置としまして、中野公民館から北西に約200mの位置でございます。被害防除の現況は、東が畑、西が畑、南が原野、畑、道路、北は道路です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項としまして、通行承諾書を添付するよう指導、これは日木山〇〇番へのためです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、7番について事務局の説明を求めます。

事務局

7番の前に、6番の補足説明をします。通行承諾書は添付されております。 次に7番の説明をします。借り人が鹿児島市柳町在住の〇〇さんでございます。貸人が姶良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東 餅田字下古川〇〇番〇の田86㎡です。権利内容は賃貸借権の設定です。農 地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第1住居地域です。土地改良 事業はなし、農地の広がりが10ha未満で第3種農地と判断する。転用目的が 駐車場です。申請理由が薬局を新築して開局するため、従業員駐車場を確保 するため。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書の添付が あります。被害防除計画書が添付してあります。貸借期間は3年間で月額 20000円であります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、24 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

24 番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、イオン姶良店から北東へ約100mの位置です。被害防除については、現況は東が田、西が宅地、南は道路、北は道路です。申請実現の確実性は、資力は融資で面積は適当、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、8番について事務局の説明を求めます。

事務局

8番の説明をします。譲受人が姶良市の○○株式会社代表取締役の○○でございます。譲渡人が姶良市平松在住の○○さんでございます。土地の所在が、平松字平松原○○番の畑2113㎡です。もう1件の渡し人が神奈川県厚木市在住の○○さんで、土地の所在が、平松字平松原○○番○の畑346㎡のうち46㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種低層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満です。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地分譲です。申請理由が申請地を取得して宅地分譲6区画に利用するため。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域

外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、1 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

1番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は重富公民館から北に約200mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は宅地、北は宅地、市道です。申請実現の確実性は、資力は自己資金で面積は適当であります。自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、9番について事務局の説明を求めます。

事務局

9番の説明をします。譲受人が姶良市西餅田在住の〇〇さん他1名でございます。譲渡人が姶良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町2丁目〇〇番〇の畑184㎡と同字〇〇番〇の畑230㎡のうち93㎡の2筆の277㎡です。権利内容が所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満である。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟、84.78㎡です。申請理由は、現在の借家住まいのため申請地を取得して一般住宅を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、2 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

2番です。農地区分は第3種農地に該当して問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約200mの位置です。土留め工法が塀ブロック0.4mです。被害防除については、現況で東は畑、西は宅地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

議長

次に、10番について、事務局の説明を求めます。

事務局

10番の説明をします。譲受人が姶良市東餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が福岡県古賀市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字野崎〇〇番〇の畑 298 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がりが 10ha 未満です。農地区分は第3

種農地と判断します。転用目的が一般住宅、1棟の79.49㎡です。申請理由が申請人は現在借家住まいのため、申請地を買受け、自家を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域内畑のため不要、被害防除計画書は添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、3 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

3番です。農地区分は3種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から東へ約150mの位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が通路、南は市道、北は宅地です。隣接農地との日照確保は高さ制限8.9mです。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、11番について、事務局の説明を求めます。

事務局

11番の説明をします。借り人が姶良市西姶良在住の〇〇さんでございます。貸人が姶良市中津野在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、中津野字モッタイ〇〇番〇の田 376 ㎡です。権利内容は使用貸借権設定です。農地区分は農用地区域除外申請があったところで、手続が 10月 24日に終了しております。都市計画区域の用途の設定はありません。土地改良事業はあります。農地の広がりが 10ha 以上です。農地区分は第1種農地と判断します。転用目的は一般住宅、1棟の 110.47 ㎡でございます。申請理由が現在借家住まいのため実家に接して自宅を建築する計画であります。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は添付済みであります。被害防除計画書は添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、**25** 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委 員

25 番です。農地区分は第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、三船小学校から南東へ約450mの位置です。造成工法が0.8から1.2mとなっております。土留め工法がL型擁壁1.2mです。被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は田、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、12番について事務局の説明を求めます。

事務局

12番の説明をします。譲受人が姶良市増田在住の○○さんでございます。

譲渡人が埼玉県上尾市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、増田字田中〇〇番〇の田 409 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農振農用地域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がりが 10ha 未満である。農地区分は 2 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1 棟、53.82 ㎡です。申請理由が、現在借家住まいのため、自宅を建築したい。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、25番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

25番です。農地区分は第2種農地、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、三船小学校から東へ約400mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は道路、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

次に、13番については先ほど事務局より説明がありました通り、12月12日付で取り下げです。理由が渡し人、受け人の意見の相違から取り下げに至るとのことです。

次に、14番について事務局の説明を求めます。

事務局

14番の説明をします。譲受人が宗教法人〇〇の代表役員〇〇さんでございます。譲渡人が姶良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字前畑〇〇番の田 868 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第1種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満である。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的は会館・檀家集会場、1棟の361㎡です。申請理由が本法人は平成26年10月14日設立し、このたび本寺院の会館・檀家集会場の建設計画に至る。資金計画は自己資金及び融資資金で対応する。土地改良区等の意見書が添付されております。被害防除計画書の添付があります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、1 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

1番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、消防姶良分遣所から北へ約80mの位置です。被害防除については、現況は東が田、西が宅地、南は店舗、北はアパートです。申請実現の確実性は、資力は自己資金と融資資金で、面積は適当です。資金証明、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上で

す。

議長

次に、15番について事務局の説明を求めます。

事務局

15番の説明をします。内容を説明する前にですが、譲渡人の〇〇さんが 26年 12月 11日付で死亡届が提出されました。12月9日死亡とのことです。この場合申請中の渡し人の死亡についてですが、譲り受け人の場合は 3条5条ともに審議は出来ませんが、譲渡し人の場合は審議して許可の方が出来ますので今回は審議する、許可日までに渡し人の遺産分割協議が整えばその相続人の許可書を発行しますが、代理人と打ち合わせたところ難しいのではとのことで、事務的には 11月 28日申請時の渡し人の名前で許可という形になります。

それでは内容について説明します。

譲受人が姶良市平松在住の○○さんでございます。譲渡人が姶良市西餅田在住の○○さんでございます。土地の所在が、西宮島町○○番○の畑247㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施工はなし、農地の広がりが10ha未満である。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟、90.25㎡です。申請理由が、現在借家住まいのため、手狭になったため当地に自己の永住用専用住宅の建設計画に至る。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議長

ただ今の説明に関連し、3 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願い します。

委員

3番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、姶良市図書館から南西に約300mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が畑、南は宅地、北は道路です。隣接地との日照確保が高さ制限9.09㎡です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議長

調査員の皆さん、ご苦労様でした。

これより、議案第5号1番から15番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。

委 員 [質問なし]

議長

無いようですので、ここでお諮りいたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、 1番から15番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決 定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から15番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、19日開催の県農業会議に諮問いたします。

議案第6号

議長

次に、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更個別見直し についてを議題に供します。

1番について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更個別見直しについての1番を説明します。申請人が姶良市加治木町株式会社〇〇の代表取締役〇〇で変更区分としては農用地区域除外です。土地の所在が、加治木町木田字火口田〇〇番〇、地目が田、面積が1154㎡、同字〇〇番、地目田、1416㎡、同字〇〇番、地目田、935㎡、同字〇〇番、地目田、1077㎡、同字〇〇番、地目田、1465㎡、同字〇〇番、地目田、1271㎡、同字〇〇番〇、地目田、546㎡の合計7筆の7864㎡です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が資材置場です。補助事業との関連はありません。所有者は〇〇番と〇〇番が〇〇さんで、〇〇番が〇〇さんで、〇〇番と〇〇番と〇〇番が〇〇さんで、〇〇番が〇〇さんで、〇〇番と〇〇番と〇〇番が〇〇さんです。申請理由が申請地の近隣で建設業を営んでいるが、自社で使用する建設機械、砂・砂利等の建設資材、又木材丸太等の建設資材の置場として利用したい。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、24 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

24 番です。農用地区域内農地の除外です。目的は資材置き場であります。 申請地の位置は、木田簡易郵便局から北に約700mの位置です。

造成工法は盛土で1から2.5mで土留め工法がL型擁壁1から2.5mです。被害防除については、現況は東が道路、水路、西が水路、南は田、北は道路です。申請実現の確実性は、資力は融資、面積は適当です。融資証明もあり同集落内に建設事務所、居宅があるため確実である。関係機関との協議状況ですがいずれも申請不要です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。

議長

これより、議案第6号1番について質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。

委員

〔質疑・意見なし〕

議長

それではお諮りいたします。議案第6号農業振興地域整備計画の変更個別 見直しについての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手 をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第6号農業振興地域整備計画の変更個別見直し についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

本件については、賛成意見として市長に答申いたします。

議長

ここでしばらく休憩をいたします。

議長

それでは再開します。

- 議案第7号 ー

議長

次に、日程第9議案第7号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号農地の利用目的変更願についての1番について、ご説明申し上げます。届出人が姶良市西餅田在住の〇〇さんです。土地の所在が西餅田字溝添〇〇番〇、地目は田で面積が739㎡です。変更後の目的が盛土をして果樹園・菜園畑に利用する。申請理由が盛土をして果樹園・菜園畑にするため。以上です。

議長

ただいまの説明の1番に関連して、24番委員から、調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

24番です。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、県職業技術専門学校から南東に約100mの位置です。造成工法が盛土の0.7から1.5mで土留工法が土羽芝張りの1.5mです。現況は東が道路、西が宅地、南が田、北が道路になっておりました。申請実現の確実性が、計画面積は適当です。周囲が住宅地に付、水路管理上畑地として管理するので確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。

議長

これより、議案第7号1番について、質疑に入ります。

ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。13番委員どうぞ

委 員

13番です。参考資料の地図を見ますと、雨水は水路放流となっていますが、どこの水路に流すのか。

議長

事務局どうぞ

事務局

参考資料の84ページの地図を見ていただきたいと思います。申請地の部分が斜線になっておりますが、そこの南側に鉄塔マークがありますが、そこの脇の高速道路沿いに水路がありましてそこに流すとのことです。

議長

よろしいですか。

委員

隣の田んぼは本人のものですか。そこに確保してありますか。

議長

事務局どうぞ

事務局

こちらについては、他人の土地で境界に1mぐらい控えて造成するとのことで、また、隣接地もゆくゆくは畑に造成して利用したいとのことを口頭で聞いておりますが、まだ申請はされておりません。よろしいでしょうか。

議長

はいよろしいですか。他に質問ありませんか。

委 員

「意見・質問なし」

議長

それではお諮りいたします。議案第7号 農地の利用目的変更願いについての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員

「全員挙手」

議長

全員賛成ですので、議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第8号 -

議長

次に、日程第10議案第8号 非農地証明願についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号非農地証明願についての1番について説明を行います。申請人は姶良市加治木町小山田在住の〇〇さんです。所有者も同じです。土地の所在が加治木町小山田字平田〇〇番〇、地目は畑で現況は宅地です。面積が304㎡です。変更年月日は昭和59年2月日不詳ごろより宅地となっておりま

す。以上です。

議長

ただいまの説明の1番に関連して、26番委員から、調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

26 番です。農地区分は第2種農地です。申請地の位置は、陶夢ランドから 北西に約150mのところでございます。現況は申請のとおり宅地となってから、 約30年程度経っていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることで生じ る影響は、現況は東が道路、宅地、西が道路、南が宅地、北が道路になって おりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地に使用され てから30年ほどたっており、やむを得ないものと認める。総合意見としまして、 現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。

議長

2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番について説明を行います。申請人は姶良市東餅田在住の○○さんと○○さんです。所有者は○○さんで同じです。土地の所在が東餅田字野崎△△番○、地目は畑で現況は宅地です。面積が260㎡、それと○○さんと○○さんとの共有名義が、東餅田字野崎○○番○、地目は畑で現況は通路です。面積が62㎡、変更年月日は昭和53年月日不詳です。

東餅田字野崎△△番○の方が、現況が昭和53年月日不詳より宅地として使用している。東餅田字野崎○○番○、地目は畑、62㎡の方が、現況が昭和53年月日不詳より宅地の通路として使用している。以上です。

議長

ただいまの説明の2番に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

3番です。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、帖佐駅から東に約150mのところでございます。現況は申請のとおり宅地、通路となってから、約36年程度経っていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響は、現況は東が畑、西が宅地、南が畑と通路、北が宅地になっておりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地、通路となってから約36年経過しており、顛末書もありやむを得ないものと認める。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。

議長

これより、議案第8号1番と2番について一括して質疑に入ります。 ただ今の事務局、現地調査員からの説明について、質疑のある方は挙手願います。何か、ご意見等ございませんか。

委 員 [質問、意見なし]

議長

それではお諮りいたします。議案第8号 非農地証明願いについての1番と

2番は原案のとおり承認することに決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第8号 非農地証明願についての1番と2番は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第9号

議長

次に、日程第11議案第9号 農地あっせん申出売渡・貸付希望についてを 議題に供します。

1番から3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第9号あっせん申出売渡・貸付希望についてご説明致します。総会資料は、18ページとなります。今月申請は、3件です。

参考資料91ページからになりますので審議の参考にして下さい。

それでは、1番を説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町米丸字堂迫○○番田の392 ㎡。同字○○番田の1,277 ㎡です。申請人は、蒲生町久末在住の○○さん。条件として希望小作料は農業委員会一任。希望貸付期間が10年です。

続きまして、2番を説明致します。参考資料は、92ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町小山田字下宮田〇〇番〇田の 1,531 ㎡。申請人は、加治木町反土在住の〇〇さん。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。

続きまして、3番を説明致します。参考資料は、93ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町久末字旭田〇〇番〇 田の297 ㎡。同字〇〇番〇 田の931 ㎡。同字〇〇番〇 田の580 ㎡。同字〇〇番〇 田の759 ㎡。中請人は、蒲生町久末在住の〇〇さん。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。

以上、議案第9号の説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。

委 員 意見なし

議長

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第9号 農地あっせん申出売渡貸付希望についての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第9号1番から3番は原案どおり承認することに決 定いたしました。

つぎに、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。

各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。

自薦他薦いずれでもよろしいです。

いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。

議案第9号 1番は、24番委員にお願いしたいと思います

議案第9号 2番は、5番委員、22番委員、23番委員にお願いしたいと思います。

議案第9号 3番は、9番委員、17番委員、19番委員にお願いしたいと思います。

事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。

· 議案第 10 号 一

議長

次に、日程第 12 議案第 10 号 農地あっせん申出借受希望についてを議題に供します。

1番から3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 10 号あっせん申出(借受 希望)についてご説明致します。総会資料は、19ページとなります。今月申請は、3件です。参考資料 94ページからになりますので審議の参考にして下さい。

それでは、1 番を説明致します。参考資料は 94・95 ページになります。申請人は、三拾町在住の〇〇さん。現在、鹿児島有機支援センターにて農業研修中であり、研修終了は、H27年7月までです。希望面積は、1,000 ㎡の田・畑で有機農業予定です。希望地区は、蒲生全域です。希望借受期間は 10 年以上です。

続きまして、2番を説明致します。参考資料は96・97ページになります。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇さん。現在、鹿児島有機支援センターにて農業研修中であり、研修終了は、H27年5月11日までです。希望面積は、8,000㎡の田・畑で有機農業予定です。希望地区は、蒲生全域です。希望借受期間は10年以上です。

続きまして、3番を説明致します。参考資料は98・99ページになります。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇さん。現在、鹿児島有機支援センターにて農業研修中であり、研修終了は、H27年5月30日までです。希望面積は、10,000㎡の田・畑で有機農業予定です。希望地区は、蒲生全域です。希望借受期間は10年以上です。

以上、議案第10号の説明と致します。

議長

ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。 他にありませんか。

委 員 [質問、意見なし]

議長

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第10号 農地あっせん申出 借り受希望についての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 [全員挙手]

議長

全員賛成ですので、議案第 10 号 1 番から 3 番は原案どおり承認することに決定いたしました。

つぎに、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。

各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。

自薦他薦いずれでもよろしいです。

いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。

議案第 10 号 1 番から 3 番は、蒲生地区の委員全員にお願いしたいと思います

事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。

次に、農地あっせん経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。

はい事務局どうぞ

事務局

農地あっせんの経過報告書の1ページをお願いします。11番は今月の5条申請で申請がありましたので取り下げです。

続いて、3ページの39番は、11番委員より報告がありまして、現在〇〇さんが耕作中であり、取り下げです。

続きまして、4 ページ 43 番は 11 番委員が動いていただき、現在〇〇さんと 地主との間で賃料の協議中であり、来年には利用権の申請書が提出されると 思います。 続きまして、55番は保留となっておりましたが、今月3条申請で3反以上の 農地の購入がありましたので、こちらは終了となります。

以上で終わります。

議長

他にありませんか。

委 員 (発言なし)

議長

よろしいですか。

それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります

次に、農用地利用集積計画 貸し借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告をいたします。12 月は、20件が提出されております。

内容については、別紙、合意解約(12月分)をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですので、御理解よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

他にありませんか。

委 員 発言なし

議長

よろしいですか。

次に、来月の現地調査、総会日についてですが、

現地調査は、1月15日木曜日に、

総会は、1月20日火曜日に開催予定でよろしいですか。

現地調査委員は、

1班を、4番委員、5番委員、6番委員に、

2 班を、7 番委員、8 番委員、16 番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。16番委員どうぞ。

委員

16番委員です。共済組合の理事をしておりますが、本年度は非常に被害が多く発生し農家の方々は大変であったと思います。共済被害金について説明をしたいと思います。26年度の12月12日に共済金が確定しております。

旧町別に申し上げます。加治木町で水稲共済引き受け戸数が 423 戸、掛金が 1,214,870 円、被害の対象戸数が 61 戸、被害金額が 2,886,296 円となって

おります。姶良町で水稲共済引き受け戸数が745戸、掛金が2,067,---円、被 害の対象戸数が111戸、被害金額が3,944,628円となっております。蒲生町で 水稲共済引き受け戸数が444戸、掛金が1,846,330円、被害の対象戸数が83 戸、被害金額が4,969,564円となっております。 今月19日に払い込む予定で あります。

被害の状況につきましては、皆様も新聞や報道でご存じのことと思いますが、 台風とかウンカ被害とか市内でもウンカが発生しまして被害が増加しておりまし て、作況指数が90で不良でありました。日照条件に水稲は影響を受けますの で、農家の方々も頑張っていただきたいと思います。以上簡単でしたが報告さ せていただきます。

議 長

ありがとうございました。事務局より何かありませんか。

- 事務局 アグリ太陽の経過報告
 - 全国農業新聞の県版の記事の依頼について報告
 - 遊休農地、非農地の確定調査について報告
 - 農業委員選挙人名簿登載申請について
 - 研修視察のアンケート結果について
 - 利用権の終期通知について

議 長

他に何かありませんか。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成26年度第9回姶良市農業 委員会総会を閉会いたします。

「閉会」

事務局

姿勢を正してください。

一同礼。

署名委員			
署名委員			

農業委員会法の27条(議事録)において署名する。